

2019年2月25日
株式会社インプレスR&D
<https://nextpublishing.jp/>

最新テクノロジーの論点を法律の側面から解説、気鋭の論者による寄稿集第二弾！

『技術と法律 2018』発行

技術書典シリーズ、3月の新刊

インプレスグループで電子出版事業を手がける株式会社インプレスR&Dは、『技術と法律2018』（編者:Smips 技術と法律プロジェクト）を発行いたします。

『技術書典シリーズ』とは、今もっとも注目すべき、エンジニアによるアウトプットの間である技術同人誌イベント「技術書典」で、頒布された同人誌を底本として、商業書籍として刊行する書籍シリーズです。

『技術と法律2018』

<https://nextpublishing.jp/isbn/9784844396871>



編者:Smips 技術と法律プロジェクト

小売希望価格:電子書籍版 1600円(税別)／印刷書籍版 1800円(税別)

電子書籍版フォーマット:EPUB3／Kindle Format8

印刷書籍版仕様:B5判／カラー／本文62ページ

ISBN:978-4-8443-9687-1

発行:インプレス R&D

<<発行主旨・内容紹介>>

本書はテクノロジーの最新テーマを法律の側面から専門家が解説した寄稿集での第二弾です。

IoT 特許やブロックチェーン、裁判の IT 化など、「技術」と「法律」の関わりについて最新の内容を気鋭の専門家が論じています。

(本書は、次世代出版メソッド「NextPublishing」を使用し、出版されています。)

裁判のIT化やブロックチェーン技術の不動産登記への適用など、最新技術の法律分野への適用を考察

裁判のIT化

何であって・何でなくて・どうあるべきで・どうあるべきでないか
—e提出を題材に—

弁護士法人渡橋・山上合同
弁護士・応用情報技術者・第二種電気工事士
伊藤 太一

はじめに

近代国家において、法は裁判手続きによって終局的に実現される。民間部門の努力によって取り引き環境が整備されるとはいえ、最終的には裁判手続きを介して国家による強制的な権利の実現ができることが、その国の法的インフラが充実しているかを端的に表す。それ故、裁判手続きへのアクセスの良さは、その国のレベルを示しているといえる。

この点で従来の司法へのアクセスは、裁判所の政治性や裁判官の再職といった文脈で論じられることが多い。もちろんこれは今なお問題が残る点だが、昨今の情報化に伴い各国のIT化への対応も急速に進んできた。特に、隣国の韓国・中国・シンガポールのIT化はめざましく、残念ながら我が国は取り残されている。

世界銀行のDoingBusinessにおいても、裁判のIT化がビジネスのしやすさの指標とされていること、そして平成29年(2017年)度に我が国が厳しい評価を受けたことは、これらを端的に表しているといえる。

そこで我が国も、同年6月9日閣議決定の「未来投資戦略2017」において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続き保障や情報セキュリティ一面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て裁判に裁判に係る手続き等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」とされた。

IT化の問題は単に技術的な改善にとどまらず、民法全体に影響を及ぼす極めて大きなテーマであり、到底篇幅の容量で論じられるものではない。しかし、それが何であるのかという視点と、何であってはならないのかというふたつの視点でIT化の検討課題のひとつを取り上げることで、「利用者目線」の議論が進んでいるかどうかを検証してみたい。

現行法の状況と改善の方法

現行の民法でも、電磁的方法によって裁判所に書面を提出することを前提とする規定がある(民法132条の10)。しかし、裁判所は電磁的方法で提出されたファイルを書面に出力しなければなら

ないとされており(同条5項)、紙媒体の記録の存在を前提としている。これは、民法法があくまでも「電磁的記録」とは別概念として、紙媒体による「書面」の存在を念頭に置いていることから読み解くことができる。

それ故に、現在は紙媒体を前提とする電磁的方法でもいまいびつきファクシミリ(民法132条)が最も便利な方法として利用されている。

ファクシミリがもはや化石ともいえるべき存在であることはいうまでもなく、このような状態では、IT化が進んだ昨今のビジネス業界に到底対応できるものではない。

それでは、IT化を行うためにはどのようにすれば良いのであろうか。

最高裁判所は憲法上、訴訟に関する手続きについて規則を定める権限を有する(憲法77条1項)。国会が立法権を独占するという国会中心立法の原則の例外といわれているが、最高裁判所規則は、最高裁判所裁判官会議によって決議されることから、国会に比して早く規則を制定することが期待できる。しかし前述の通り、現在の民法法は明らかに紙を用いた手続きを念頭に置いている。最高裁判所規則で紙を前提としない手続きを定めることができるか否かは、最高裁判所規則と法律の問題として議論があるところである。一般的には、最高裁判所規則と法律が競合した場合は法律が優先すると解されており、つまりIT化のためには立法に依らなければならないこととなる。

一方で、これも前述のとおりIT化は「本年度中」と相当のスピード感で検討することが求められている。

そこで、現在の最高裁判所規則で対応できる部分とそうでない部分を切り分け、順次進められることが予定されている。

裁判のIT化の大きな柱—3つのe

裁判のIT化において議論が重ねられた結果、その実現のために大きく分けて「3つのe」という課題が設定された。すなわち、①書面を電磁的方法により提出するe提出(e-Filing)、②Web会議など、電磁的方法を用いた期日を行うe法廷(e-Court)、③事件管理を電磁的方法により行い、オンラインで検討できるようにするe事件管理(e-Case Management)の3つである。

このうち、②のe法廷については、公開の法廷で行う口頭弁論期日はIT化することはできないが、非公開で行われる弁論準備手続き期日においては現行法でもWeb会議を活用することができる。そのため、まずは現行法で可能な範囲を拡大するe法廷から取りかかり、次いで、e法廷を弁論や争点整理一般に広げられるか検討し、最後にe提出やe事件管理に取りかかるというスケジュールが予定されている。

ただしe法廷については、法廷という厳粛な場による現実の出席を伴うことへの意義や、諸外国でもあまり利用されていないという問題が指摘されており、これを先行させることができるのか

1. なお、全ての電子化をファクシミリによって行うべきではない。①事務職員の負担の軽減を図る。②訴訟手続の簡便化。③提出書類の検閲、検訂、修正又は複製を容易にする。④電子化の普及を促進する。⑤上訴手続の迅速化。⑥当事者間の争点を早期に解決させる。⑦当事者間の争点を早期に解決させる。⑧当事者間の争点を早期に解決させる。⑨当事者間の争点を早期に解決させる。⑩当事者間の争点を早期に解決させる。⑪当事者間の争点を早期に解決させる。⑫当事者間の争点を早期に解決させる。⑬当事者間の争点を早期に解決させる。⑭当事者間の争点を早期に解決させる。⑮当事者間の争点を早期に解決させる。⑯当事者間の争点を早期に解決させる。⑰当事者間の争点を早期に解決させる。⑱当事者間の争点を早期に解決させる。⑲当事者間の争点を早期に解決させる。⑳当事者間の争点を早期に解決させる。㉑当事者間の争点を早期に解決させる。㉒当事者間の争点を早期に解決させる。㉓当事者間の争点を早期に解決させる。㉔当事者間の争点を早期に解決させる。㉕当事者間の争点を早期に解決させる。㉖当事者間の争点を早期に解決させる。㉗当事者間の争点を早期に解決させる。㉘当事者間の争点を早期に解決させる。㉙当事者間の争点を早期に解決させる。㉚当事者間の争点を早期に解決させる。㉛当事者間の争点を早期に解決させる。㉜当事者間の争点を早期に解決させる。㉝当事者間の争点を早期に解決させる。㉞当事者間の争点を早期に解決させる。㉟当事者間の争点を早期に解決させる。㊱当事者間の争点を早期に解決させる。㊲当事者間の争点を早期に解決させる。㊳当事者間の争点を早期に解決させる。㊴当事者間の争点を早期に解決させる。㊵当事者間の争点を早期に解決させる。㊶当事者間の争点を早期に解決させる。㊷当事者間の争点を早期に解決させる。㊸当事者間の争点を早期に解決させる。㊹当事者間の争点を早期に解決させる。㊺当事者間の争点を早期に解決させる。㊻当事者間の争点を早期に解決させる。㊼当事者間の争点を早期に解決させる。㊽当事者間の争点を早期に解決させる。㊾当事者間の争点を早期に解決させる。㊿当事者間の争点を早期に解決させる。

「強いIoT 特許」をテーマとした寄稿の第二弾も掲載

強いIoT特許を取得するには？

権利範囲から考える

IoT知財ビジネス研究会
弁護士・中小企業診断士
木下 忠

はじめに

2017年版「技術と法律」で、筆者は「強いIoT特許を取得するには？」というテーマで強いIoT特許について説明した。IoTに関する発明は他の一般的な発明と異なり、センサー、スマホ、クラウドシステムなどいくつかの構成要素から成立していることが多い。これらの構成要素をすべて含むような権利を取得してしまうと、それぞれが別々に流通する場合の権利行使が難しい。そのため特許取得の際は十分留意すべきである。とIoT特許の具体例を用いて提案した。

本稿ではさらに別の観点から、強いIoT特許について具体的な事例に基づいて検討する。

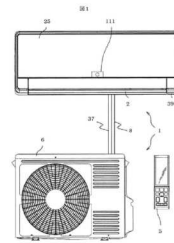
IoT特許事例から考える

事例1：空調制御システム(特許6353817、日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社)

(1) 発明の内容

昨年の夏、日本は記録的な猛暑に見舞われ、熱中症で死亡する痛ましい事故が多数発生した。なかにはエアコンをかけていれば回避できた事例もあったと報告されている。本件発明はこのような痛ましい事故を未然に防ぐものである。

すなわち、室温をモニターし、熱中症に罹患する恐れのある第1の温度(たとえば30度?)になるとエアコンの運転を薦めるメッセージをインターネットを介して通知し、第1の温度より高い第2の温度(たとえば33度?)を超えたら強制的にエアコンを動作させるシステムである。



本件特許発明(空調制御システム)の特許請求の範囲(特許権の権利範囲)は具体的には次のとおりである。

【請求項1】室温を検知する室温計測手段を有する空調制御機と、前記空調制御機の空調運転停止時に、前記室温計測手段が検知した室温が熱中症に罹患する恐れのあるレベルである第1の所定温度以上であるとき、使用者に前記空調制御機の運転を勧めるメッセージを、インターネットを介して通知する第1の機能と、前記空調制御機の空調運転停止時に、前記室温計測手段が検知した室温が前記第1の所定温度より高い第2の所定温度以上であるとき、前記空調制御機の運転を強制的に開始する第2の機能を備えたことを特徴とする空調制御システム。

本件特許発明は一見どこかにありそうな発明でありながら、誰よりも先んじて出願したことで特許権を取得できた好例であろう。IoTに関するアイデアは早目に公開して、しっかり権利化しておきたい。

ところで、本件特許発明の請求項の記載をよく確認すると、このような特許権が成立していることについてやや違和感を覚える。その違和感の根拠を逐次ながら、強い特許権、より広い権利範囲の特許権を取得するには、特許権利化の実務においてどのようなことに留意すればいいかを説明する。

(2) 公知技術の寄せ集めに見える並列的な構成要素を含む発明に注意

本件発明はふたつの特徴的な構成を含んでいる。すなわち、「室温が熱中症に罹患する恐れのあるレベルである第1の所定温度以上であるとき、使用者に前記空調制御機の運転を勧めるメッセージを、インターネットを介して通知する第1の機能」(以下、「第1の特徴」)及び「前記室温計測手段が検知した室温が前記第1の所定温度より高い第2の所定温度以上であるとき、前記空調制御機の運転

私的複製をテーマに、技術と法律が影響し合いながら変わっていく様子を紐解く

技術発展と共に発展する法律

私的利用のための文章画像複製

くむ組む
代表
本山 賢

技術が発展すると法律も発展する

技術が発展することで世の中は成長していく。世の中が成長すると、今まで不可能なことが可能になる。一方で法律は、よりよい社会を実現するために可能な範囲を律する決まりごとである。技術の発展により可能なことが増えると、法律の制定時に想定していた可能な範囲を超えるため、技術の発展と同様に法律も発展する。技術の発展にもなる法律の発展はさまざまな法律で見ることができるが、身近でわかりやすい例が著作権法第30条（私的利用のための複製）だと筆者は考える。

著作権法第30条1項1号のおもしろさ

筆者は技術者と法律家のどちらに近いかわからないが、著作権法第30条を読むたびに高揚感を覚える。それは次の理由によるものだ。

ひとつは前述のとおり、技術が発展してきた歴史が法律の条文に繰り返り込まれており、条文を読むだけでその歴史を思いをはせることができる。もうひとつは、技術が発展するたびにそれが法律の条文に繰り返り込まれるため、法律がスパゲッティコード化していることだ。スパゲッティコードとはプログラマーが使う言葉で、プログラムが複雑に絡み合い、難解になっているプログラムのことを指す。著作権法第30条はスパゲッティコードというほど複雑に絡まっているわけではないのだが、難解であることは間違いない。実社会で可能な範囲を律する決まりごとなのに、実社会の出来事やどういふことを法律でどう決めるのか当てはめようとすると、これが難しいのである。

たとえば、コンビニのコピー機で私的利用のために著作物をコピーすることを考える。2018年10月現在の著作権法第30条1項1号は以下の通りだ。

（私的利用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的には家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的利用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

この概要を平易な言葉で誤訳を恐れずに説明するならば、次のようになるだろう。

「著作権の対象となる著作物を個人的に使用する場合は、誰でも使うことができる自動複製機器の場合を除き、複製することができる。」

つまり、著作権法第30条1項1号「だけ」を見るならば、コンビニのように街中に置いてあるような自動複製機器では私的利用のための複製は違法なのである。しかし、それでは実社会に即さないと思つたのだから。現在の著作権法の期明に次のように定められている。

（自動複製機器についての経過措置）

第五条の二 著作権法第三十条第一号及び第十九条第二号第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

現在の著作権法は昭和45年（1970年）に公布され、翌年から施行されている。施行後現在まで、そしてこれからも「当分の間」は文書又は図画については、街中に置いてあるコピー機で私的利用のために複製することは違法であることになっている。

違法だが例外を除く、でもその例外にも経過措置があるという流れ。プログラマーの方は、ここまでをぜひPDFで再現することを考えてみて欲しい。複雑である。

権利制限の条項である

なぜこのように複雑なのか、法律の制定過程を順に追ってみる。

その前に、そもそも著作権法第30条の大枠について説明したい。著作権法第30条は、著作権の制限事項の一つである。著作権は知的財産権であるが、著作権者の権利を制限する条文だ。著作権法の目的を確認すると、

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

基本的に、著作権法は著作権者の権利を保護するために存在する法律である。しかし、最終的な目的は文化の発展に寄与することであり、そのために制限事項を設けている。著作権者の権利と制限のラインを引いたのが著作権法であり、技術の発展によりどちらかの力が強くなった時、著作権の改正によって権利バランスを考え、最終的に文化の発展になるように調整しているのだ。

46 | 技術発展と共に発展する法律

技術発展と共に発展する法律 | 47

<< 目次 >>

- オープンデータ公開リクエストやってみた
- 法制度改正と特許出願
- 裁判の IT 化
- 強い IoT 特許を取得するには？
- ブロックチェーン技術の不動産登記への適用
- あなたは自社製品に意図的に組み込まれた「脆弱性」情報を IPA に報告すべきか？
- ソフトウェア開発・システム構築と個人情報保護法制の邂逅
- 技術発展と共に発展する法律
- 法律が追いついていないと思うときの考え方と対応—酒税を題材に

<< 執筆者紹介 >>

飯田 哲(オープンデータ公開リクエストやってみた)

OpenStreetMap とオープンデータのひと。INAL (I'm Not A Lawyer!)

安高 史朗(法制度改正と特許出願)

IPTech 特許業務法人

弁理士・公認会計士

特許庁での審査業務、知財コンサル、IT 企業知財部を経て、事務所を開業。渋谷で IT 系に特化した IPTech 特許業務法人を運営しています。

伊藤 太一(裁判の IT 化)

弁護士法人淀屋橋・山上合同

OWASP Kansai board member

弁護士

5年間裁判官として勤務し、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき、2年の紐付きではあるものの弁護士業を満喫中。いわゆる資格マニアの元理系(化学)ロイヤーです。

木下 忠(強いIoT特許を取得するには?)

東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター戦略企画部門教授。弁理士・中小企業診断士。中小企業政策研究会ビジネスモデルカフェ及びIoT知財ビジネス研究会を主催。東北大学大学院講師、特許庁審査官、東北大学産学連携推進本部知的財産部を経て現職。本業の傍らスタートアップや個人・中小企業の知財活用を支援している。

Amazon 電子書籍(kindle)にて「IoT特許事例集2016」好評発売中。

竹井 悠人(ブロックチェーン技術の不動産登記への適用)

株式会社bitFlyer ブロックチェーン開発部部长 / CISO

東京工業大学 情報理工学院 数理・計算科学系

情報処理安全確保支援士

東京大学理学部卒業、同大学院情報理工学系研究科修了。複数のスタートアップ企業の創立を経て、株式会社bitFlyer にソフトウェアエンジニアとして入社。ブロックチェーン技術の研究開発を行うチームを率いるとともに、同社CISO(最高情報セキュリティ責任者)を務める。2018年秋より東京工業大学情報理工学院に社会人博士課程で入学。趣味は旅行しながら地図をみること。Google 日本オフィスの Maps チームでのインターンを経験してから、大の地図好き。今までに宅建士、測量士を取得し、現在は土地家屋調査士を目指す。

足立 昌聰(あなたは自社製品に意図的に組み込まれた「脆弱性」情報をIPAに報告すべきか?)

インハウスハブ東京法律事務所

代表弁護士・弁理士・情報処理安全確保支援士

東京大学工学部、同大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了。弁護士登録後、米国法律事務所、特許庁法制専門官を経て現職。某国内企業のセキュリティ&プライバシー・カウンセラー。

日置 巴美(ソフトウェア開発・システム構築と個人情報保護法制の邂逅)

三浦法律事務所

弁護士

2008年新司法試験合格。2013年9月から2016年6月までの間、消費者庁消費者制度課政策企画専門官、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官補佐、個人情報保護委員会事務局参事官補佐を務め、2015年の改正個人情報保護法の立案から同法施行令、施行規則の立案を担当。その他、国会議員政策担当秘書を歴任。現在は弁護士として情報活用に関するリーガルサービスを中心とした実務に携わる。

本山 賢(技術発展と共に発展する法律)

くむ組む

代表

日頃気になったことをまとめて冊子にして頒布するサークル「くむ組む」の人。前作 vol.11『商標本～商標を先に取り戻した時に対抗する方法～』に続いて、次回作は著作権法の予定。本業は、輸出小売業の会社を営んでいる。

新井 秀美(法律が追いついていないと思うときの考え方と対応—酒税を題材に)

パロット行政書士事務所

行政書士

大阪大学法学部卒。電気通信大学ウェブデザインプログラム修了。IT 系や許認可グレー領域に関する起業相談や外国人向けのビザ申請の業務を得意とする。知的財産マネジメント研究会 Smips エンタメと知財分科会オーガナイザー／エンジニアと法律家のための勉強会 StudyCode 共同主催者／エンジニアなど IT 周りの人のゆるいクラブイベント POP TECH PARTY - ポプテック - 共同主催を兼ねる。

<<販売ストア>>

電子書籍:

Amazon Kindle ストア、楽天 kobo イーブックストア、Apple Books、紀伊國屋書店 Kinoppy、Google Play Store、honto 電子書籍ストア、Sony Reader Store、BookLive!、BOOK☆WALKER

印刷書籍:

Amazon.co.jp、三省堂書店オンデマンド、honto ネットストア、楽天ブックス

※ 各ストアでの販売は準備が整いしだい開始されます。

※ 全国の一般書店からもご注文いただけます。

【株式会社インプレス R&D】 <https://nextpublishing.jp/>

株式会社インプレス R&D (本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井芹昌信) は、デジタルファーストの次世代型電子出版プラットフォーム「NextPublishing」を運営する企業です。また自らも、NextPublishing を使った「インターネット白書」の出版など IT 関連メディア事業を展開しています。

※NextPublishing は、インプレス R&D が開発した電子出版プラットフォーム(またはメソッド)の名称です。電子書籍と印刷書籍の同時制作、プリント・オンデマンド(POD)による品切れ解消などの伝統的出版の課題を解決しています。これにより、伝統的出版では経済的に困難な多品種少部数の出版を可能にし、優秀な個人や組織が持つ多様な知の流通を目指しています。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス(本社:東京都千代田区、代表取締役:唐島夏生、証券コード:東証1部9479)を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「旅・鉄道」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

【お問い合わせ先】

株式会社インプレス R&D NextPublishing センター

TEL 03-6837-4820

電子メール: np-info@impress.co.jp